

# 旅館の施設基準について

## 1. 旅館の施設基準

### (1-1) 旅館基準客室

次の1～7の要件をすべて満たす客室(基準客室)の数が最低10室以上あり、かつ、客室総数の3分の1以上あること

1. 客室全体が、日本間として調和のとれたものであること
  - 床の間、洋服を掛ける設備(フック等を除く)及び踏込みがあり、隣室との間は壁仕切りでなければならない
  - 床の間には床柱と床板(床畳)が必要。つり床、置床等は床の間には含まない
2. 畳敷きの部屋の床面積が、通常1人で使用する客室については7m<sup>2</sup>(4畳半相当)以上、その他の客室については9.3m<sup>2</sup>(6畳相当)以上あること(床の間、押入れ等の面積は含まない)
3. 適当な採光のできる開口部があること
4. 冷・暖房設備があること(ただし、冷涼もしくは温暖な地域にある旅館で、その必要がないと認められる場合は不要)
5. 洗面設備があること
6. 入口に施錠設備があること
7. 電話があること

(1-2) **バス(シャワー)・トイレ付きの旅館基準客室の数** 浴室又はシャワー室及びトイレの設備のある基準客室の数が2室以上あること

(1-3) **冷・温水洗面設備のある旅館基準客室の数** 冷水及び温水を出すことのできる洗面設備のある旅館基準客室の数が4室(旅館基準客室の数が15室を超えるときは、その超える旅館基準客室の数の4分の1に4室を加えた数)以上なければならない

(1-4) **ロビー** 次の1,2の要件をともに満たす、ロビーなどの客の利用に供するスペースが必要

1. 建築内部と調和がとれており、客の通常の利用に適したものであること
2. 付近に入口から男女の区分がある共用トイレがあること

(1-5) **安全性、環境** 旅館業法、消防法、建築基準法や関係する条例の規定に適合していること

(1-6) **建物** 客室等の配置が適正であり、建物の意匠、使用材料、施工等が良好であること。庭又はこれに類する造作物が敷地内にあること

(1-7) **フロント** 客の応接、宿泊者名簿の記入などの用に供されるフロントが必要

(1-8) **エレベーター・エスカレーター** 客の利用に供する最下の階から数えて4番目以上の階を客の利用に供する場合は、客の利用に供する階の相互の間で利用できる乗用の昇降機が必要

(1-9) **共同用の家族風呂** 共同用の浴室又はシャワー室(利用者が一定の時間を限り利用できるもので入口は内外から施錠できるもの。大浴場は含まれない)ただし、すべての旅館基準客室に浴室又はシャワー室がある場合は不要)

(1-10) **共同用トイレ** トイレのない旅館基準客室がある場合は、その客室と同一階又はその付近に次の1.2の要件を満たす入口から男女の区別がある共同用トイレが必要

1. 廊下、ロビー等にいる者に便器が見えないように前室、隔壁などがあること
2. 水洗式であり、かつ、座便式便器を備えていること

(1-11) **標示** 次に掲げる表示が、それぞれの場所に外国人客にわかりやすく標示されていること

標示	標示すべき場所
館内施設・設備の配置標示(館内配置図)	玄関、ロビー、フロントのいずれかの場所
客室の室名(室番号)及び食堂その他客の共用に供する主な施設の標示 (例:No.1023、Restaurant)	当該室等の外側
会計場所の表示 (例:Cashier)	会計場所
避難設備、消火器等の配置図及び非常の際の避難経路の標示 (例:客室ドアの内側の避難経路図)	客室
非常口への道順の標示 (例:←EXIT)	廊下、階段その他の通路
避難設備、消火器等の標示及びこれらの設備の使用方法 (例:Fire Extinguisher)	当該設備の設置場所

※ 標示は、外国語(英語に限らない)又はわかりやすい絵文字等で明瞭に掲げる

※ 「館内施設」は、客室、ロビー、食堂、フロント、共同用トイレ、エレベーターやエスカレーター、階段などをいう

(1-12) **非常時の案内書** 客室には、非常の際に安全を確保する上で必要な事項を日本語及び外国語により記載した案内書が備え置かれていなければならない

(1-13) **損害賠償責任保険** 保険金限度額は、最低1名当たり7,000万円以上、1事故当たり7億円以上であることが必要